

6 贈 与 税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成13年中に財産の贈与を受けた者のうち、贈与税額がある者（贈与税の配偶者控除を行ったことにより贈与税額がなくなった者を含む。）について、平成14年6月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成12年以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

2 用語の説明

この章における用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 住宅取得資金の贈与 父母又は祖父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金の贈与を受けた場合、一定の要件のもとで、1,500万円までの部分について、5分5乗方式により贈与税額を計算する。
- (2) 納 税 猶 予 贈与者の法定相続人でかつ農業の後継者が贈与を受けた農地等の価格に対応する贈与税額は、一定の要件の下に納税が猶予される。

3 贈与税の税率等（平成13年分）

課税 価格 税率等	150 万円 以下	200 万円 以下	250 万円 以下	350 万円 以下	450 万円 以下	600 万円 以下	800 万円 以下	1,000 万円 以下	1,500 万円 以下	2,500 万円 以下	4,000 万円 以下	1億円 以下	1億円 超
率	% 10	% 15	% 20	% 25	% 30	% 35	% 40	% 45	% 50	% 55	% 60	% 65	% 70
控 除 額	万円 —	万円 75	万円 175	万円 300	万円 475	万円 700	万円 1,000	万円 1,400	万円 1,900	万円 2,650	万円 3,900	万円 5,900	万円 10,900

4 相続税の主な諸控除

- (1) 配 偶 者 控 除 婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。
- (2) 基 礎 控 除 1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から110万円が控除される。

6-1 課税状況

(1) 課税状況

区 分	人 員	金 額
	人	千円
取得財産価額	2,531	9,990,648
配偶者控除額	150	1,884,594
基礎控除額	2,531	2,784,100
基礎控除後の課税価格	実 2,414	5,428,825
贈与税額	2,379	1,111,864
外国税額控除	—	—
差引税額	2,379	1,111,852
納税猶予額	2	49,971
納付税額	実 2,377	1,061,881
災害減免法による免除税額	—	—
住宅取得資金の贈与額	54	348,443

調査対象等：平成13年中に財産の贈与を受けた者について、平成14年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

（注）「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

区 分	取得財産価額		納付税額	
	人 員	金 額	人 員	金 額
	人	千円	人	人
平成9年分	2,778	9,079,006	2,654	1,148,052
10	2,806	9,754,484	2,669	1,357,914
11	2,785	9,301,205	2,636	1,091,390
12	2,609	10,718,408	2,452	2,304,877
13	2,531	9,990,648	2,377	1,061,881

（注）この表は、「(1)課税状況」を累年比較したものである。

贈 与 税

(3) 申告及び処理の状況

区 分		取 得 財 産 価 額		納 付 税 額	
		人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	申 告 額	人 2,512	千円 9,875,788	人 2,358	千円 1,028,771
	修正申告による増差額	29	36,230	32	10,177
	更正による増差額	—	—	—	—
	更正等による減差額	9	△ 23,711	9	△ 849
	決 定 額	18	102,342	18	23,782
	計	実 2,531	9,990,648	実 2,377	1,061,881
過 年 分	申 告 額	70	244,880	69	49,563
	修正申告による増差額	12	39,657	12	9,373
	更正による増差額	1	16,322	1	7,956
	更正等による減差額	19	△ 38,360	19	△ 13,056
	決 定 額	9	33,937	9	5,252
	計	実 68	296,437	実 69	59,087
合 計	申 告 額	2,582	10,120,668	2,427	1,078,334
	修正申告による増差額	41	75,887	44	19,550
	更正による増差額	1	16,322	1	7,956
	更正等による減差額	28	△ 62,071	28	△ 13,905
	決 定 額	27	136,279	27	29,034
	計	実 2,599	10,287,085	実 2,446	1,120,968

調査対象等：「本年分」は平成13年中に財産の贈与を受けた者について、平成14年6月30日までの申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は平成12年以前に贈与を受けた者について、平成13年7月1日から平成14年6月30日までの間の申告又は処理による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

（注）「人員」欄の「実」は実人員を示す。

(4) 加 算 税

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
本 年 分	人 11	千円 506	人 67	千円 6,168	人 —	千円 —
過 年 分	6	576	58	4,235	—	—
合 計	17	1,082	125	10,403	—	—

（注）調査対象等は、「(3)申告及び処理の状況」と同じである。

6-2 贈与財産価額階級別

人員、財産価額、税額

階 級 別 \ 項 目	人 員	取得財産価額	納 付 税 額
	人	千円	千円
150万円以下	518	649,626	7,924
150万円超	396	700,235	26,048
200万円超	927	2,602,373	176,531
400万円超	390	2,025,925	254,377
700万円超	120	993,779	177,030
1,000万円超	106	1,516,171	195,623
2,000万円超	50	1,136,069	121,564
3,000万円超	3	105,783	37,964
5,000万円超	2	145,826	31,710
合 計	2,512	9,875,788	1,028,771

調査対象等：平成13年中に財産の贈与を受けた者について、平成14年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

6-3 贈 与 財 産 種 類 別

受贈人員、財産価額

財 産 等 の 種 類		人 員	取 得 財 産 価 額
土 地	田畑（耕作権及び永小作権を含む）	213 人	603,852 千円
	宅 地 （ 借 地 権 を 含 む ）	1,095	4,370,123
	山 林	25	60,205
	そ の 他 の 土 地	557	2,255,823
	計	実 1,804	7,290,003
家 屋 、 構 築 物		339	1,023,819
事 業 用 財 産	機械器具、じゅう器、商品、原材料等	—	—
	売 掛 金	—	—
	そ の 他 の 財 産	—	—
	計	実 —	—
有 価 証 券	株 式 及 び 出 資	117	371,215
	公 債 及 び 社 債	—	—
	投 資 ・ 貸 付 信 託 受 益 証 券	—	—
	計	実 117	371,215
現 金 、 預 貯 金 等		448	1,061,143
家 庭 用 財 産		—	—
そ の 他 の 財 産	生 命 保 険 金	11	30,708
	立 木	—	—
	そ の 他	43	98,900
	計	実 54	129,608
合 計		実 2,512	9,875,788

調査対象等：平成13年中に財産の贈与を受けた者について、平成14年6月30日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」に基づいて作成した。

（注）「人員」欄の「実」は実人員を示す。